

広島県 新たな観光振興財源・宿泊税の導入に関する説明資料に対する意見と対応等

1 意見の件数

25件（延べ17名）

2 県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応

（1）免税点について

意見の内容	県の考え方・対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当ホテルの利用者は90%以上が建設関係者等の長期利用者であって、物価高に伴い5,100円(素泊・税抜)に値上げたばかりであり、7,000円以上などが適当である ○ 免税点を設けることは、宿泊税の課税目的に対して必要かつ合理的な措置とは言えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免税点は、税負担の公平性の確保の観点や特別徴収義務者の事務負担が大きくなることを考慮し、必要最低限の範囲に留める必要がありますが、一方で、低料金の宿泊施設の利用に際しては、宿泊料金に対する税負担感が大きくなることを考慮し、本県では免税点を設定することにしました。 ○ 県全体での簡易宿所の平均宿泊料金（4,257円）等を考慮し、免税点は5千円未満（素泊まり・税抜）と設定していましたが、免税点の額に関する意見が多いことを鑑み、改めて設定額の検討を行い、地区別に平均単価を確認した場合は、当該額ではおさまらない地区があることなどを踏まえ、免税点を6千円未満（素泊まり・税抜）とします。

（2）使途・その他について

意見の内容	県の考え方・対応
<p>【導入について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 結論として宿泊税に反対。民間が頑張ることが主であり、反省をしない自治体が税金を使用し丸ごと実施する必要はない。外国人観光客より圧倒的に日本人観光客数の方が多いため、日本人に対する安易な増税は国力を削ぎ、民間事業者を疲弊させることにつながってしまう。（ほか3件が反対） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 滞在時間の延長や宿泊の増加につながる旅行者の満足度、利便性等の向上や、今後も増加が見込まれる旅行者の受入環境の充実といった新たな課題などに、これまで以上に大幅にスケールアップした規模で、観光施策を拡充・強化していくためには、今後の財政状況に左右されることなく、安定的かつ継続的な一定規模の財源が必要であると考えております。

意見の内容	県の考え方・対応
<p>【使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税を導入することで、具体的に何をしたいのか、いくら税収があれば何ができるのかといった具体案を示して欲しい ○ 既存の観光資源がランドマークとしての魅力を発揮できるようにするため、関係市町や旅行会社とも連携して、県の直営事業として既存の観光資源の商業化を推進する事業が必要ではないか ○ 県内全域で導入するのなら、これまで観光振興施策があまり見られていない北部の中山間地域のPR策を打ち出す必要がある ○ 備後地方の自然の良さ・食の美味しさを発信し、ツアーを組めないかと思う ○ 広島市、廿日市市を観光しても宿泊では福岡、大阪に流れてしまっている観光客の受け皿に県内他市町がなれるような施策をお願いしたい 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点の取組のイメージは、「広島県新たな観光振興財源・宿泊税の導入に関する説明資料」の14ページにお示ししているとおりで、約30億円/年を見込んでおりました。 取組や事業の具体化については、免税点等の設定による減収分の影響も含め、今後の予算編成等の過程におきまして、今回いただいたご意見や関係者の皆さまのご意見も伺いながら検討していきます。 ○ 観光消費額の増加のためには、県内全域の周遊促進と宿泊の増加を促す必要があることから、今回いただいた御意見も踏まえ、検討していきます。
<p>【課税免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外からの修学旅行生は課税対象にしたほうがよいのではないか ○ 朝鮮学校も課税免除の対象にして欲しい（ほか5件） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税免除の対象となる「修学旅行」は、学習指導要領に定められた宿泊を伴う学校行事が対象となるため、海外からの修学旅行生は課税対象となります。 ○ なお、修学旅行以外の部活動やスポーツ大会等については、次の理由から、課税免除対象としないことが妥当と考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動と活動内容が類似している主な対象として地域のスポーツクラブ活動等があり、教育の一環として、部活動のみを課税免除とした場合でも、納税者の理解が得られない可能性が高いこと ・ 対象の大会及び対象者の範囲の確認、証明書の確認等により、宿泊事業者の事務負担が増加すること ・ 宿泊事業者からも、部活動等まで対象を拡大することは、部活動等の解釈次第により、際限なく対象が増えることや、現場での説明や判断が難しくなるとの反対意見があること ○ 課税免除の対象となる「修学旅行」は、学校教育法第1条で定められた学校の修学旅行のことで、学習指導要領により定められた教育課程内の学校・学年単位で行われる学校行事であること、また、その履修は宿泊を前提としていることから課税免除としております。なお、朝鮮学校を含む各種学校については、学校教育法134条で定められており、対象とすることは難しいと考えています。

意見の内容	県の考え方・対応
<p>【税制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内一律 200 円に疑問。地域及び季節に応じて課税額を変える方がよいのではないか（他 1 件） ○ 10,000 円以上広島市 200 円、他市町 50 円の傾斜のある税の導入を提案したい ○ 広島県民は非課税、海外旅行者と日本国籍保有の旅行者の差別化も検討に値するのではないか（ほか 1 件が県内在住者の課税対象外とすることを希望） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光消費額の増加のためには、県内全域で周遊エリアを拡大することで、滞在時間の延長や宿泊の増加を図っていく必要があることから、地域間での不公平感が生じないように、一律 200 円とすることが妥当と考えています。 ○ 受益と負担の関係から、広島県民のみ非課税とすることは公平性の観点から困難であると考えています。 また、外国人に限った制度設計とすると、使途もそれに限られてしまうことや、宿泊者や宿泊事業者双方にとっても要件の証明や確認作業が負担になることなどから、外国人のみに課税することは適当ではないと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 定額課税ではなく、定率の税率の方がよいのではないかと ○ 観光施策の恩恵の薄い又は必要としないビジネス出張者及び住民税等も負担している県民宿泊者にまで課税することは、税の公平負担という点で大きな問題があると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊料金が異なっても、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないとの観点から、その公平性を考慮すると定額で課税することが望ましいと考えています。 また、納税義務者及び特別徴収義務者双方にとっても、定額の方が分かり易く、負担も少ない簡素な制度となると考えています。 ○ ビジネス客や県内宿泊客であっても、宿泊施設や飲食店、交通手段のDX推進（キャッシュレス化など）や、案内表示の充実、交通アクセスの円滑化などについては、その施策による恩恵は及ぶと考えられるため、区別なく公平に負担していただくことが適当と考えています。